

事業所情報（保育所）

（令和 6 年 7 月 1 日現在）

施設名

富山市立新庄保育所

1 基本情報

<u>所在地</u> ：〒930-0092 富山市新庄町三丁目 4 番 20 号	
<u>TEL</u> ：076-432-7290	<u>ホームページ</u> ：富山市に準ずる
<u>FAX</u> ：076-432-7290	<u>E-Mail</u> ：sinjyouhku-01@toyama.city.lg.jp
<u>交通手段</u> ：富山地方鉄道電鉄富山駅から東新庄駅下車 徒歩 5 分	
<u>開設年月</u> ：昭和 22 年 4 月 1 日	<u>開所時間</u> ：7：00～19：00
<u>敷地面積</u> ：1792.70 m ²	<u>建物面積</u> ：780.63 m ²
<u>経営主体</u> ：富山市	<u>設置主体</u> ：富山市
<u>施設長名(所長、園長)</u> ：伊澤 路子	

2 職員体制

<u>施設長</u> ：	1 名	<u>保育士</u> ：	26 名	<u>保健師・看護師</u> ：	1 名
<u>栄養士</u> ：	名	<u>調理員</u> ：	4 名	<u>医師</u> ：	2 名（嘱託医）
<u>事務員</u> ：	名	<u>その他</u> ：1 名（臨時用務員 名） (保育助手 名)	<u>計</u> ：		
				35 名	

3 保育所の方針

- ・一人一人の子どもの生きる喜びと生きる力の基礎を育む。
- ・養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる安心した環境づくりに努める。
- ・子どもが意欲的・自発的に関わることのできる環境を構成し、主体的な活動の展開を支援する。
- ・地域の人々や関係機関、保護者とよりよい協力関係を築きながら、家庭と地域の子育て支援を行う。

4 サービス内容

対象地域	富山市						
対象年齢	0歳児（生後8週）～5歳児						
入所定員	140 名						
入所児童	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	4	22	18	23	27	31	125
居室数・内容	保育室 5、乳児室及びほふく室 1、遊戯室 1、給食室 1、事務室 1						

サービス名	有 無	具体的な内容（利用時間、詳細料金など）
乳児保育	有	・0歳児保育は生後8週より
障害児保育	有	・統合保育を行っている。 ・富山市の事業としてスマイル保育（富山市障害児等通所指導事業）を実施している。保育所等に未入所の障害を持つ幼児を対象に、週1～2回、午前中2時間程度無料、保護者同伴で保育体験や個別相談を行っている。
延長保育	有	・保育標準の場合 （夕） 18:00～19:00 月額 5000 円 または 1 回 300 円 ・保育短時間の場合 （朝） 7:00～8:30 月額 5000 円 または 1 回 300 円 （夕） 16:30～18:00 月額 5000 円 または 1 回 300 円 18:00～19:00 月額 5000 円 または 1 回 300 円
夜間保育	無	
休日保育	無	
病児保育	無	
一時預かり	有	・受け入れ 生後6か月～ ・年齢区分なし ・利用日時 月曜日～金曜日 8:30～16:30 ・初めてのの方は登録のため、事前の面接と予約が必要。前月1日より次月の予約可能。 ・半日（4時間食事なし）・・・1回 1500 円 ・半日（4時間食事あり）・・・1回 1800 円（うち食事代 300 円） ・全日・・・3000 円（うち食事代 300 円）
地域子育て支援拠点事業	無	

健康管理	・保健活動… 身体計測（月 1 回） 年間午睡（3 歳未満児）夏季午睡（3 歳以上児） ・健診・検査…内科健診、歯科健診、視力測定（3 歳以上 春・秋） しらみ検査（月 1 回） 尿検査（年 1 回）
食事	・3 歳未満児は完全給食、3 歳以上児は副食給食（週 1 回は米飯給食） ・離乳食（発達に合わせたもの） ・アレルギー対応食 ・親子ふれあい交流事業で給食参観
休日	・日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
地域との交流	・万灯まつり出品 ・地域の文化展出品 ・ボランティアによる各種教室（お話の会、リトミック） ・シニア保育サポーター事業 ・新庄中学校 14 歳の挑戦受け入れ ・新庄中学校キャリア教育 ・地区センターに保育所の活動等掲示
保護者会活動	・交通安全らいちょうクラブ ・資源回収

5 サービス利用のために

利用申し込み方法	・富山市役所こども保育課及び各行政センター窓口で申し込みをする （教育・保育給付認定申請書、保育を必要とする事由持参するものとして個人番号確認資料、母子健康手帳）
申請窓口開設時間	・平日 8：30～17：15
申請時注意事項	・申請する場合、保育を必要とする事由の証明の書類が必要。 ①就労等 ②妊娠、出産 ③疾病、傷害 ④介護・看護 ⑤災害復 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV 等を対象としており、また、入所希望月の前々月末日までの申請としている。
入所相談	・富山市こども保育課、各行政センター、保育所等で随時行う。
利用料金	① 保育料…市町村民税額で算定する（3 歳未満児） ② その他…時間外保育料金、保育用品代（入所時）、保護者会費、園外保育に含まれる費用等
食事代金	・3 歳未満児は、保育料に含まれる。 ・3 歳以上児 給食副食費 月額 4500 円 *主食を忘れた場合 1 食 50 円

苦情対応	・ 保育所長、副所長が苦情解決責任者および苦情受付担当者となり、苦情解決にあたる。保育所において解決にいたらなかった場合、富山市保育所苦情解決処理要綱第 5 条の規定に基づいて、富山市より委託された第三者委員により苦情解決を図る。
その他情報提供資料	・ 保育所のしおり、保育所等の入所のご案内、富山市子育て支援ガイドブック、富山市ホームページ、保育所運営規定、重要事項説明書、

6 施設の公開、実習生・ボランティアの受け入れ

施設の公開・見学	実習生の受け入れ	ボランティアの受け入れ
・ 随時受け入れ	・ 保育士、幼稚園教諭養成学校生 ・ 看護学校生 ・ 新庄中学校の 2 年生 (14 歳の挑戦)	・ シニア保育サポーター（教材準備、雑巾縁かがり等） ・ 各教室（お話の会、リトミック）

7 その他特記事項

・ 新庄地区は、古くは富山から、東へ向かう北陸街道の城下町として栄え、いまでもその面影を残しており、薬種商の館「金岡邸」が見られるところである。 ・ 当保育所は、神明社に隣接しており、神社は身近な存在として子ども達に親しまれ、散歩や遊びの場になっている。6 月の神明社の「田祭り」に、3, 4, 5 歳児が万灯の絵を描いて奉納しており、夜には明かりが灯され、初夏の夜を幻想的に照らしている。 ・ 保育所の近くには、富山地方鉄道の電車が通っており、電車が通ると「かぼちゃ電車」「だいこん電車」と子ども達が手をふり、年長児はその電車に乗り園外保育に行くなど親しんでいる。 ・ 玄関ホールに、絵本コーナー「きらきら文庫」を設置し、絵本の貸し出しを行っている。絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな感性を育むようにしている。また、毎月おすすめの絵本の紹介や保育所での取り組みの様子をお知らせ一斉配信したり、玄関掲示したりしている。 ・ 地域の方々が、ボランティアとして来所され、お話の会（3, 4, 5 歳児 年 5 回～10 回）で、読み聞かせや教材作りなどのお手伝いをしてくださっている。その他にもシニア保育サポーターの方が月 2 回、雑巾の縁かがりや教材作りを手伝ってくださっている。 ・ 保育所の花壇には、四季を通じてたくさんの草花が植えてあり、子ども達が草花を積んで色水遊びや虫探しを楽しんでいる。子ども達がプランターの周りを北陸新幹線にし、富山の名産や福井の恐竜を製作し近所の方にも楽しんでもらっている。 ・ 玄関横には、「なかよしの木」（シンボルツリー）があり、その周りには、子ども達が食べ物の絵本から想像してクッキングしてみたいと考えた料理の材料となる野菜を植え

て、野菜の生長を楽しみにしている。

- 地域の方から頂いたひまわりの種、紫芋の苗を植えて育てたり、花壇で咲いた花や種を近所の方にも配布したりしている。
- 新庄地区センターに、子どもの活動（写真入り）を月 2～3 回掲示し、地域だよりを新庄新町町内会に月 1 回程度回覧して、保育所の様子を伝えている。また、新庄新町町内会長から毎年笹竹を頂き、今年度は七夕の集いに招待し、子ども達や祖父母の方と交流する機会を設けている。
- 富山中央交通安全協会新庄地域支部長（タヌキの交通安全指導員ポン太君）による「交通安全七・五・三ルール」の約束」を、毎年 11 月 15 日に 30 年近く開催しており、交通安全に対する意識を高めている。富山中央警察署警察官・富山中央交通安全協会事務局長をお招きし、年長児と祖父母が参加している。
- 能登沖地震の教訓から、自園研修で防災に関する動画を視聴し、様々な想定をして今後の取り組みについて話し合ったり、備蓄品の管理を行ったりし、職員の防災に関する意識改革を行っている。また、新庄新町町内会長に協力頂き、合同訓練を行う予定である。
- 保育所周辺は自由に入れるため、不審者対応訓練を年 4 回に増やしている。新庄交番に依頼して訓練を行い、総評や講習を受け、防犯意識を高めている。
- 保育の言語化や発信力をつけるために、日頃の保育の取り組みを自園で策定した 3 つの人権についてのコメントを入れた子どもの活動写真を載せて、お知らせ一斉配信や玄関掲示をしている。親子での会話のきっかけ作りになっており、保育所への理解を深めてもらっている。保育士にとっては、子どもの人権を意識したり自分の関わりや保育の振り返りにつながったりしている。